

栄区連合町内会長 様

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
会長 田中 健次

横浜市栄区社会福祉協議会
任期満了に伴う次期役員等の選出について【協力依頼】

1 趣旨

本会役員等の任期満了による役員改選に伴い、次期 自治会・町内会分科会正副分科会長、さかえ ふれあい助成金配分審査会委員、ボランティアセンター運営委員会委員、理事選任候補者、評議員選任候補者の選出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】選出をお願いいたします

【地区連長】役員・委員等への就任をお願いいたします

3 依頼内容

(1) 自治会・町内会分科会 正副分科会会長の選出について

①選出人数

分科会長…1名、副分科会長…2名

②任期

令和7年開催の定時評議員会終結の時（令和7年6月予定）から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会（令和9年6月予定）の終結の時まで

(敬称略)

	現任		新任	
	氏名	所属	氏名	所属
分科会長	田中 健次	小菅ヶ谷連合町内会 自治会 会長		
副分科会長	横川 恵	豊田連合町内会自治 会 会長		
副分科会長	豊田 孝有	本郷第三連合町内会 会長		

<根 拠>

社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 部会、分科会及び委員会等設置規程 (一部抜粋)

(分科会の設置)

別表3 (第4条第2項)

第4条 部会活動の活発化および部会運営に必要な特定課題等を審議するため、部会員による分科会を置くことができる。

2 分科会の名称および所管事項については、別表3のとおりとする。

(分科会の構成)

第5条 分科会の円滑な運営を図るため、分科会に分科会長、副分科会長(2名)および分科会員を置く。

2 分科会長および副分科会長は、分科会員の互選によるものとする。

部会	分科会の名称
地域福祉関係団体部会	地区社会福祉協議会分科会
	民生委員児童委員分科会
	自治会・町内会分科会
	ボランティア・市民活動団体分科会
	福祉関係団体分科会
当事者団体部会	当事者団体分科会
専門機関部会	高齢者支援分科会
	子育て支援分科会
	障害者支援分科会
	地域支援施設分科会
	専門機関分科会(行政含む)
学識経験者部会	-

(2) さかえ ふれあい助成金配分審査会 委員の選出について

- ①選出人数 1名
- ②任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日

(敬称略)

現任		新任	
氏名	所属	氏名	所属
芦川 弘	上郷東連合町会 会長		

<根 拠>

社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 さかえ ふれあい助成金配分審査会運営要領 (一部抜粋)

(構成)

第1条 審査会は、次に定める委員11名をもって構成する。

- (1) 社会福祉法人 横浜市栄区社会福祉協議会副会長 1名
- (2) 共同募金会栄区支会会長 1名
- (3) 地区連合自治会町内会会長 1名
- (4) 栄区民生委員児童委員協議会会長 1名
- (5) 地区社会福祉協議会会長 1名
- (6) 当事者団体部会代表 1名
- (7) ボランティア・市民活動団体分科会代表 1名
- (8) 社会福祉行政機関職員(栄区社会福祉協議会第8種理事) 1名
- (9) 学校関係者 1名
- (10) 企業 1名
- (11) 学識経験者 1名

(3) ボランティアセンター運営委員会 委員の選出について

- ①選出人数 1名
②任期 令和7年開催の定時評議員会終結の時（令和7年6月予定）から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会（令和9年6月予定）の終結の時まで

（敬称略）

現任		新任	
氏名	所属	氏名	所属
横川 恵	豊田連合町内会自治会 会長		

<根拠>

社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営規程（一部抜粋）

（委員会）

第3条 ボランティアセンターの適正な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の役割）

第4条 委員会の審議事項については、次のとおりとする。

- (1) ボランティアセンター事業の計画・報告
- (2) ボランティアセンター事業の進行管理
- (3) ボランティア事業課題の解決方策の検討

2 ボランティア情報紙の編集委員会は、別に設ける。

（委員会の構成）

第5条 委員会は、次の者をもって構成し、委員長を置く。委員長は、委員の互選とする。

- (1) 社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会（以下「区社協」という）副会長
1名
- (2) 区社協第2種会員（民生委員児童委員分科会） 1名
- (3) 区社協第4種会員（自治会町内会分科会） 1名
- (4) 区社協第6種会員（ボランティア・市民活動団体分科会） 1名
- (5) 区社協第8種会員（社会福祉関係行政機関） 1名
- (6) 学識経験者 1名

（委員の委嘱）

第6条 委員は、区社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(4) 理事選任候補者の選出について

- ①選出人数 1名
②任期 令和7年開催の定時評議員会終結の時（令和7年6月予定）から選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会（令和9年6月予定）の終結の時まで

(敬称略)

現任		新任	
氏名	所属	氏名	所属
田中 健次	小菅ヶ谷連合町内会自治会 会長		

③今後のスケジュール

令和7年6月下旬予定 本会 定時評議員会 = 新理事の選任

<根拠>

社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 理事・監事・評議員選任規程 (一部抜粋)

(理事の選任)

第2条 定款第18条第1項第1号に規定する理事は、区分部会別に次の数を上限とし、選任する。

- (1) A区分部会 (地域福祉関係団体) 5名
- (2) B区分部会 (当事者団体) 1名
- (3) C区分部会 (専門機関) 4名
- (4) D区分部会 (学識経験者) 1名

2 理事の選任は、各部会より推薦された者を選任候補者として、評議員会の決議によって選任する。

3 第2項の規定にかかわらず、部会内に分科会が設置されている場合において、分科会より推薦された者を評議員会の議決に諮る選任候補者とする事ができる。

(5) 評議員選任候補者の選出について

①選出人数 2名

②任期 令和7年開催の定時評議員会終結の時(令和7年6月予定)から選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会(令和11年6月予定)の終結の時まで

(敬称略)

現任		新任	
氏名	所属	氏名	所属
横川 恵	豊田連合町内会自治会 会長		
豊田 孝有	本郷第三連合町内会 会長		

③今後のスケジュール

令和7年6月上旬予定 本会 第1回理事会 = 新評議員候補者の推薦

中甸予定 本会 評議員選任・解任委員会 = 新評議員の選任

<根 拠>

社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 理事・監事・評議員選任規程 (一部抜粋)

(評議員の選任)

第4条 定款第6条第1項に規定する評議員は、区分部会別に次の数を上限とし、選任する。

- (1) A区分部会 (地域福祉関係団体) 10名
- (2) B区分部会 (当事者団体) 2名
- (3) C区分部会 (専門機関) 9名
- (4) D区分部会 (学識経験者) 2名

2 評議員の選任は、各区分部会より推薦された者を選任候補者とし、理事会による定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会への推薦を経て、評議員選任・解任委員会の決議によって選任する。

3 第2項の規定にかかわらず、部会内に分科会が設置されている場合において、分科会より推薦された者を選任候補者としてすることができる。

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
担当 山川、室井
電話 045-894-8521/FAX 045-892-8974
メール office@sakaeku-shakyo.jp